

北九州市物品等供給業者資格審査委員会設置規程

(平成 7 年 3 月 2 7 日 財政局長決裁)

(目的)

第 1 条 この規程は、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者等の資格及び審査等に関する規則（以下「規則」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき、委員会の構成、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会の構成は、別表のとおりとする。

(委員会の職務)

第 3 条 委員会は、規則第 2 条に規定する資格及び同第 1 1 条に規定する格付の審査について審議する。

(委員長等の職務)

第 4 条 委員長及び副委員長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の招集)

第 5 条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。ただし、委員長が急を要すると認めるとき等特別の理由があるときは、持回りにより審議することができる。

(委員会の定足数及び表決数)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審議結果の報告)

第 7 条 委員長は、委員会の審議結果を副市長に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、技術監理局契約部契約制度課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 2 1 年 7 月 2 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 略